

生活困窮者自立支援制度に係る平成26年度の取組状況

I 富山県東部生活自立センターについて

- 1 設置者：富山県
- 2 業務委託先：富山県社会福祉協議会（公募により決定）
- 3 開設場所：富山県魚津総合庁舎 1階（魚津市新宿10-7）
- 4 センター設置の目的：富山県生活困窮者自立促進支援モデル事業として来年3月まで実施し、平成27年度からの本格実施を円滑に進めるもの
- 5 事業実施地域：新川厚生センター及び中部厚生センターが管轄している舟橋村、上市町、立山町、入善町及び朝日町並びに福祉事務所を設置している魚津市、滑川市及び黒部市の8市町村
- 6 業務内容
 - (1) 対象者 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）であって、実施地域に居住、就労、就学している者
 - (2) 実施内容
 - ①自立相談支援事業：生活困窮者の相談に広く応じ、課題を把握するとともにその解決に向けた支援を包括的・継続的に実施
 - ②就労準備支援事業：支援対象者の状況に応じ、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験など一般就労の準備を支援
 - ③就労訓練事業：中間的就労*を行う事業者の開拓
*一般就労が困難な人に対して、勤務条件や作業内容を配慮した就業の機会を提供
 - ④配置職員：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員を各1名配置
- 7 相談実績

件数：7月(12件)、8月(10件)、9月(11件)
40代、50代の男性からの相談が大半を占めている

II 富山市以西の取組状況について

・モデル事業の実施状況

高岡市	H26.10～自立相談支援事業（直営）を実施
射水市	H26.10～自立相談支援事業（直営）を実施
氷見市	H26.1～自立相談支援事業、家計相談支援事業（氷見市社会福祉協議会に委託）を実施
砺波市	H26.10～自立相談支援事業（直営）、家計相談支援事業（砺波市社会福祉協議会に委託）を実施
小矢部市	H26.11～自立相談支援事業（直営）実施予定

- ・富山市、南砺市はモデル事業を実施しないが、平成27年度の本格実施に向けて、体制整備や住民への制度周知など準備に取り組んでいる。